の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

⑶　四国地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)。

なお､特定建設工事共同企業体にあっては、代表者は、四国地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)。代表者以外の構成員は、四国地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。)。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑸　平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事１を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事１の施工実績を有し、他の構成員は、平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事２の施工実績を有すること。特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事１の施工実績を有し、他の構成員は、平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事２の施工実績を有すること。)。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

同種工事１とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のア）からウ）の要件を満たす新営工事（躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事）とする。

ア）建物用途　庁舎、事務所又は類似施設。

なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。)の面積（これに付随する共用部分を含む。)が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

イ）建物構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上11階建以上かつ地下１階建以上。

ウ）建物規模　延べ床面積20,000㎡以上。

ただし、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には、建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっても、当該用途に係る延べ面積(これに付随する共用部分を含む。)が、20,000㎡以上のものについては、同等の実績として認めることとする(「これに付随する部分」とは当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。)。

同種工事２とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のエ）からカ）の要件を満たす新営工事（躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事）とする。

エ）建物用途　庁舎、事務所又は類似施設。

なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。)の面積（これに付随する共用部分を含む。)が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

オ）建物構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上４階建以上。

カ）建物規模　延べ床面積3,000㎡以上。

ただし、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には、建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっても、当該用途に係る延べ面積(これに付随する共用部分を含む。)が、3,000㎡以上のものについては、同等の実績として認めることとする(「これに付随する部分」とは当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。)。

なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　提出する技術提案が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下､｢配置予定技術者」という。)を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。

１）１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成11年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事３の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。ただし、競争参加申請者が経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が、平成11年度以降に元請けとして､同種工事３の経験を有していること。

同種工事３とは完成・引き渡しが完了した一件の工事で、次のキ）からケ）の要件を満たす新営工事（躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事）とする。

キ）建物用途　庁舎､事務所又は類似施設。

なお、類似施設とは、事務室､会議室､研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。)の面積（これに付随する共用部分を含む。)が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

ク）建物構造　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上６階建以上。

ケ）建物規模　延べ床面積10,000㎡以上。

ただし、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には、建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっても、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む。)が、10,000㎡以上のものについては、同等の実績として認めることとする(「これに付随する部分」とは当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。)。

なお、当該経験は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

４）配置予定技術者は、建設業法第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合はこの限りでない。

５）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

６）上記１）から５）について確認出来る書類を添付すること。その添付がなされない場合は、競争に参加できない場合がある。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下｢技術資料」という。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。